

Title	交詢社結成の社会的意義：新たな社会結合の実験
Sub Title	Kojyun-sha and Meiji society: the founding of a new social association in modern Japan
Author	中嶋, 久人(Nakajima, Hisato)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2005
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). No.22 (2005.),p.133- 162
JaLC DOI	
Abstract	交詢社ほど、内外で評価のことなる結社も珍しい。まずは、交詢社側の自己認識を問うてみよう。『交詢社百年史』の冒頭では「交詢社は明治十三(一八八〇)年一月二十五日、福沢諭吉の主唱のもとに、知識を交換し世務を諮詢することを目的として結成された日本最古の社交クラブである」と書かれている。交詢社の自己認識としては「社交クラブ」なのである。しかし、一方で、日本政治史の側からすると、一種の政治的な機能をはたしていたとする評価が一般的である。例えば、後藤靖は「福沢諭吉、小幡篤次郎ら慶應義塾関係者を中心にして、明治十三年一月二十五日に創立された交詢社は、その社則第一条で『社員たるもの互に知識を交換し世務を諮詢する』社交倶楽部であり政治的運動体ではないと自らを性格づけながら、その実、主観的にも客観的にもきわめて重要な政治的役割を果たしつつ」と述べた。以前、拙稿でも、交詢社を政治的な役割からみて、都市民権結社の一つとして考えたことがある。では、創立者たちはどのように考えていたのか。創立の事実上の中心であった福沢諭吉自身も、交詢社が発会した後の一八八〇年二月二九日の会合で次のように演説している。方今政治ノ談ハ世間ニ喧クシテ社員ニ官員ノ数モ甚タ多キ力故ニ或ハ之ヲ政談会社ト思フモノモアラン。尚甚シキハ世間ノ少年輩ハ之ヲ一種ノ政党ト誤認スルモ計リ難シ。去リ油ハ又鄙劣ナラスヤ。人間世界政府ノ外ニ棲息ノ余地ナカランヤ。政談ノ外ニ諮詢ス可キ事ナカランヤ。余輩ノ所見ニテハ是等ノ外ニ悠々トシテ逍遙ス可キ地アリ。孜々トシテ勉強ス可キ事アリ。区々ノ政府ヲ目的トシテ之ニ熱心シ或ハ之ニ合シ或ハ之ニ離ル。カ如キ鄙劣ノ談ハ本社ニ於テ終始関ラサル所ナリ福沢諭吉は、交詢社の求めるところは政治ではないとしている。彼によれば、政治以外になすべきことは多いのである。それでは、交詢社が自らの主要な任務としていた、そのような非政治的な活動とは何であったのであ

	うか。この問題を、福沢諭吉ら創立メンバーが交詢社結成にこめた意義に遡って考えてみることに、これが本稿の課題である。
Notes	特集・交詢社創立百二十五年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20050000-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

交詢社結成の社会的意義——新たな社会結合の実験——

中 嶋 久 人

交詢社ほど、内外で評価のことなる結社も珍しい。まずは、交詢社側の自己認識を問うてみよう。『交詢社百年史』の冒頭では「交詢社は明治十三（一八八〇）年一月二十五日、福沢諭吉の主唱のもとに、知識を交換し世務を諮詢することを目的として結成された日本最古の社交クラブである」と書かれている^①。交詢社の自己認識としては「社交クラブ」なのである。

しかし、一方で、日本政治史の側からすると、一種の政治的な機能を果たしていたとする評価が一般的である。例えば、後藤靖は「福沢諭吉、小幡篤次郎ら慶應義塾関係者を中心にして、明治十三年一月二十五日に創立された交詢社は、その社則第一条で『社員たるもの互に知識を交換し世務を諮詢する』社交倶楽部であり政治的運動体ではないと自らを性格づけながら、その実、主観的にも客観的にもきわめて重要な政治的役割を果たしつづけた」と述べた^②。以前、拙稿でも、交詢社を政治的な役割からみて、都市民権結社の一つとして考えたことがある^③。

では、創立者たちはどのように考えていたのか。創立の事実上を中心であつた福沢諭吉自身も、交詢社が発会した後の一八八〇年二月二十九日の会合で次のように演説している。

方今政治ノ談ハ世間ニ喧クシテ社員ニ官員ノ数モ甚タ多キカ故ニ或ハ之ヲ政談会社ト思フモノモアラン。尚甚シキハ世間ノ少年輩ハ之ヲ一種ノ政党ト誤認スルモ計リ難シ。去リ迎ハ又鄙劣ナラスヤ。人間世界政府ノ外ニ棲息ノ余地ナカラシヤ。政談ノ外ニ諮詢ス可キ事ナカラシヤ。余輩ノ所見ニテハ是等ノ外ニ悠々トシテ逍遙ス可キ地アリ。孜々トシテ勉強ス可キ事アリ。区々ノ政府ヲ目的トシテ之ニ熱心シ或ハ之ニ合シ或ハ之ニ離ル、カ如キ鄙劣ノ談ハ本社ニ於テ終始関ラサル所ナリ^④

福沢諭吉は、交詢社の求めるところは政治ではないとしている。彼によれば、政治以外になすべきことは多いのである。それでは、交詢社が自らの主要な任務としていた、そのような非政治的な活動とは何であつたのであろうか。この問題を、福沢諭吉ら創立メンバーが交詢社結成にこめた意義に遡って考えてみることに、これが本稿の課題である。

一 交詢社の成立過程

まず、簡単に交詢社の成立過程をまとめておきたい。『交詢社百年史』によれば、一八七九年七月三十一日付阿部泰蔵宛福沢諭吉書簡でよびかけて、八月四日に福沢諭吉邸で行われた「社中集会の義」^⑤についての下相談会が交詢社結成の最初の会合とされている。その時の会合の趣旨として福沢が書いたものとして推定されているものが、「附案」と題されている次の資料である。

附案

慶應義塾の本色は天下の後進生を学問上に教育するものなれども、其到底の目的は社会の風俗を改良して人生に大切な居家処世の路を安からしめんとするに在り。即ち吾々及び本塾先輩の永遠に誓て自から期する所にして、竊に此目的を達するの法を案するに、最第一の要は同志の人を会して君子の交を開き、相互に和して天真無難の情を通じ、以て行路を滑にして憂を少なくするに在り。而して此事たるや言論道理を以て説く可らず、威福冷熱を以て誘ふ可らず、唯悠悠々洋々相樂しむの間に自然に和氣を催して人生至宝の幸福を全ふす可きなれば、事の初段は先づ遊樂の門より入らんこと吾々の願ふ所なり。人間世界に遊樂の高尚なるもの甚だ少なからず、書を読み史を語り、新聞を開き奇談を談じ、琴棋書画、歌舞管絃、他人の技倆を見聞し、又自から技倆を示し、時として室内に談笑し、時として戸外に遊戲し、男女長少各々その適する所に従て心身の運動を擡るものなきは人生の一快楽時ならずや。或は従前の俗に行はるゝ遊樂の事は卑猥なるの嫌なきに非ざれども、君子は樂事□□にす、苟も君子の域内に之を制するときは、卑猥は憂るに足らざるのみならず、又これをして高尚に進ましむること難きに非ざるなり。蓋し今の日本国は人事変遷の途中に在るものにして、其旧を去り新に就くの劇変に当り（以下欠）^⑥

この「附案」によると、最初は慶應義塾同窓生の社交結社として構想されたといえよう。「附案」では、慶應義塾の「本色」は「後進生」を学問上に教育することだが、その究極の目的は社会風俗を改良して人生に大切な「居家処世の路」を安からしめるにあるとしている。そのためには、「同志の人を会して君子の交を開き、相互に和して天真無難の情を通じ、以て行路を滑にして憂を少なくするに在り」として、社交の必要性を説いている。しかし、それは「言論道理を以て説く可らず、威福冷熱を以て誘ふ可らず」と、言論やある種の権威

や利益をふりかざして行ふべきことではなく、「唯悠々洋々相樂しむの間に自然に和氣を催して人生至宝の幸福を全ふす可きなれば、事の初段は先づ遊樂の門より入らん」と、むしろ「遊樂」をとにもするということによつて行ふべきであると述べている。交詢社全体の性格を考える際、そもそも慶應義塾同窓生の社交結社としての性格を有していたということはふまえておくべきことと思われる。

その後も、同窓会としてしばらくは構想されていたようである。八月一五日付猪飼麻次郎宛福沢諭吉書簡では「此程中より小幡其外社友四、五名の發起にて旧友結社の事を相談致居候。議決の上は詳に可申上候⁷⁾とある。また、八月二〇日付早矢仕有的宛小幡篤次郎・矢野文雄・阿部泰藏書簡では、「頃日御集会之節、命を蒙り候同窓会規則草案出来候ニ付呈覽候。御異見之条々、来ル廿五日まで御附札之上、下名へ御通送被成下候様奉願候⁸⁾とあり、この時点で同窓会としての草案が構想されていたことがわかる。さらに、八月二八日付奥平每次郎宛福沢諭吉書簡においても「義塾の同社は小幡君の發意にて同窓会の事を企、昨今略緒に就たり⁹⁾とされていた。

そのような同窓会的社交結社として構想されてきたことが変わってくるのは、一八七九年九月二日の第一回創立準備会を経てからであると思われる。『交詢雜誌』第一号（一八八〇年二月五日刊）の「創立略史」には、この創立準備会について、次のように説明している。

明治十二年九月二日、小幡篤次郎、小泉信吉、阿部泰藏、江木高遠、莊田平五郎、矢野文雄、中上川彦次郎、藤野善藏、肥田昭作、藤田茂吉、箕浦勝人、草郷清四郎、九鬼隆一、和田義郎、永田健助、松山棟庵、早矢仕有的、吉村寅太郎、浜野定四郎、吉川泰次郎、朝吹英二、四屋純三郎、津田純一、須田辰次郎、門野幾之進、渡辺（部）久馬八、鎌田栄吉、馬場辰猪、後藤牧太、森下岩楠、秋山恒太郎以上三十一名、

府下神田美土代町三河屋ニ会シ、知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スルヲ目的トシテ一社ヲ設立セント議定シ、先ツ社則ヲ作テ同志者を募集セン為メ社則立案委員ヲ選挙シ、小幡篤次郎、小泉信吉、馬場辰猪、阿部泰蔵、矢野文雄ノ五氏其選ニ中リ、二週日余ニシテ社則草案成ル。

この記事によれば、九月二日の創立準備会において、はじめて「知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スルヲ目的トシテ一社ヲ設立セント」ということが定められたこととなる。「知識交換、世務諮詢」とは後に編纂される社則のキーワードなので、この段階でこの用語自体が使われたことはあきらかではないが、たぶん、それに近いことがこの時議論されていたと思われる。

また、この創立準備会に集まつた三一人の中に慶應義塾卒業者ではない江木高遠が含まれていたことも重要である。江木は当時元老院大書記官の地位にあり、一八七八年九月二日から矢野文雄らとともに「講談会社」(通称江木学校)という啓蒙的な演説結社を運営していたが、一八七九年五月一九日の官吏演説禁止令により、矢野同様演説会活動からは撤退せざるをえなくなつた。¹⁰ 江木自身が発言したかいかは不明だが、彼の参加は、慶應義塾の同窓会としての構想から、より開かれた啓蒙的な結社へ転換する契機となつたと思われる。前述したように八月段階では同窓会としての草案が出来ていたが、この創立準備会では、新たに「社則」が作られることになり、小幡篤次郎、小泉信吉、馬場辰猪、阿部泰蔵、矢野文雄の五名が社則立案委員となつた。

前記の「創立略史」には、「同月廿日、南鍋町一丁目四番地簿記登記所ニ於テ、社則草案審議ノ第一会ヲ開キ、四会ノ審議ヲ経テ同三十日社則決定ス」とあり、九月二〇日から前後四回の社則草案の審議を行い、九月三〇日に社則が決定されたとされている。その当時の福沢諭吉書簡には次のようにある。

〈九月一二日付原時行宛書簡〉

近日小幡篤次郎始社友三十名計の發起にて文学講究時事諮詢の爲一社を結ばんとて昨今相談中、不日社則も出来可申、出来の上は必ず御報知御入社を促し候事と奉存候¹¹。

へ九月二八日付竹谷俊一宛書簡

近日社友の發起にて、学問研究、時事諮詢の爲、結社の企有之、社則等も大略出来候様子に付、其節は本社より可申上様取計可申¹²（下略）

福沢諭吉は直接社則制定に関わっていないが、結社の目的について、九月二二日付書簡では「文学講究時事諮詢」とされ、九月二八日付書簡では「学問研究、時事諮詢」と述べられており、九月末段階では結社の目的についてまだ一定していなかったとみられる。

「創立略史」において九月三〇日に決定されたとされる社則では、「第一条 目的 本社ノ目的ハ社員タル者互ニ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スルニ在リ¹³」とされ、明確に、知識交換・世務諮詢が目的としてあげられている。一〇月七日付岩橋勤次郎宛福沢諭吉書簡では、

尚以三田政党云々被仰下、政党は間違ならん。先日より小幡小泉其他新旧社中三十名計りの發起にて知識交換世務諮詢と申趣意を以て一社を結び、社則等も略整ひ候よし、必ず御聞込の事はこの結社の一条ならん。何れ發起人より御報知申事と存候。或は昨今既に社則をさし上候事に無之哉、各地方に入社の人多かるべしと申事に御座候。以上¹⁴。

とあり、遅くてもこの時点までには確実に「社則」が成立していたことがわかる。

一八七九年一〇月付早矢仕有的宛小幡篤次郎書簡によると、「社名ハ交詢社之方多数ニ付、則チ相改申候¹⁵」と、最初の付けられていた社名が多数決によつて変更されたことがわかる。『交詢社百年史』では、この交詢

社は最初の社則では「日東社」と名付けられていたが、社則の「知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」にちなみ、「交詢社」に変更されたとしている。¹⁶⁾つまりは、この社則こそが交詢社の名称の基であったといえよう。

一〇月二日には、創立事務委員として小幡篤次郎・江木高遠・小泉信吉・莊田平五郎・早矢仕有的の五名が選ばれた。また、同時に副規則立案委員の選挙があり、矢野文雄・阿部泰蔵・馬場辰猪の三名が選ばれ、副規則立案に従事した。そして二月六日に副規則草案審議にとりかかり、三回の審議で草案を確定した。一方発会準備については、二月七日に会議を開き、①十一月に予定していた発会を延期し翌一八八〇年一月二五日に発会式を行うこと、②宇都宮三郎より南鍋町二丁目の煉瓦家屋寄付の申し出を受け入れること、③煉瓦家屋改築その他の費用にあてるため二〇〇〇円を限度として借り入れること、④矢野文雄・肥田昭作を創立費検査委員とすること、この四点を決定した。さらに二月一〇日にも会議を開き、事務繁多のため創立の企画に加わった三二名を創立事務委員とし、従前の創立事務委員を庶務掛、検査委員を検査掛に改称し、社屋改築のため肥田昭作・浜野定四郎・吉村寅太郎を営繕掛とすることを取り決めた。そして、一八八〇年一月二五日に芝区愛宕下青松寺にて発会式を挙行し、役員にあたる常議員選挙が行われた。このようにして交詢社は創立されたのである。¹⁷⁾

二 交詢社社則における「交詢」

では、この「交詢」については、どのようなことを意図していたのであろうか。前述したように、社則では「第一条 目的 本社ノ目的ハ社員タル者互ニ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スルニ在リ」とある。この知識交換、

世務諮詢に対し、具体的なイメージを与えているのは、社則と同時に作られたとみられる社則緒言である。

まず、この社則緒言では、文明開化の進む「現今世界」では分業が進み、「今人ト居レバ各其業ヲ専ラニシテ以テ其利ヲ興サル可ラズ」⁽¹⁸⁾として、分業が進むことにより個々人の事業・職業も專業化してきていると述べている。しかし、その反面として「勢ノ至ル所右ハ左ヲ顧ミズ、左ハ右ヲ慮ラズシテ、睽離孤立終ニハ世事ノ壅塞ヲ醸成スルノ恐ナキニ非ズ」⁽¹⁹⁾と、他人のことを考えない状態となり、それぞれが孤立して社会における情報交換が阻害される恐れがあるとしている。さらに、「況ンヤ其齡ヲ殊ニシ、其富ヲ異ニシ、其居処ヲ同フセザレバ、皆各利害ノ点ヲ別ニシテ交際ノ道愈其狭キヲ加ヘ、独リ睽離孤立ノミナラズ、耳目モ亦聾盲シ、愈処世ノ方嚮ニ迷フハ是人ノ通患ナリ」⁽²⁰⁾と、そもそも世代・貧富・居住地の違いにより、利害以外の点以外で交際を結ぶことは少ないのであって、孤立して情報が交換されず、生きる方向に迷うことになるのはもともと人がもっている欠点であると述べた。そこで「然バ即チ此患ヲ救ハンガ為メニ、各業ノ人ヲ結び老壮都鄙ヲ通ジテ彼此ノ知識ヲ交換シ他ノ密ヲ見、他ノ精ヲ聞テ我が疎粗ヲ補ヒ、依テ以テ大ニ耳目ヲ洞達スルノ工夫ヲ為スハ、今世ニ居ル最大要務ナルコトハ知者ヲ待タズシテ明ナリ」⁽²¹⁾と、職業・事業・世代・居住地の別をこえて、知識を相互に交換しあうことが必要となると主張した。交詢社のスローガンの一つである「知識交換」とは、単なる学問的な知識の交換を意味するのではなく、分業化が促進される社会においてますます顕在化してくるであろう社会的孤立の問題に対処するために行われる、職業・事業・世代・居住地の別をこえた情報交換の促進を意味していたのであった。

一方「世務諮詢」とは、どのような意味をもっていたのであろうか。社則緒言では、前述の「知識交換」の意義の主張に続いて、「又一步ヲ進メ、既ニ其目ヲ澄マシ既ニ其目ヲ洞ラニスルト雖トモ、人ノ世ニ居ル艱險

無量、之ニ処スルノ方法ニ至テハ諮詢謀議、互ニ相保護スルノ他ニ術ナキモノナリ」と、「諮詢」の意義について述べている。簡単にいえば、それぞれの人が人生の困難に対処する方法について互いに相談しあつて助け合うということといえよう。社則緒言によれば、このような人生の困難に対処することについては、政府の保護を求めることもあるし、親朋（親友）にたよることもあるだろうが、政府の保護は形ばかりで情にかけるし、親朋（親友）は情が先行して形にならないことがあると論じている。そこで、「両者ノ遺漏ヲ補フテ保護ノ形狀両ナガラ全キヲ得ントナレバ、互ニ世務ヲ諮詢シ互ニ公利ヲ保シスルノ公社ヲ結び、以テ其目的ヲ達スルノ一事アルノミ」と、政府や親朋（親友）の助けの遺漏を補うことを目的として、互いに相談しあうための「公社」を作ろうと主張しているのである。

では、どのように「交詢」をめざした活動が企図されていたのであろうか。社則の多くは、交詢社の組織的運営に係りしており、この「交詢」を目的にした活動に係る条項は多くない。それらをあげておこう。

○第四条 社員

第四節 総テ社員タル者ハ本社ノ目的ニ従ヒ本局或ハ社員ノ間ニ往来シテ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢シ、会合ニ出席シ、役員ヲ選挙シ、本会ヨリ発出スル諸報告雑誌ヲ得、社有ノ書籍新聞紙ヲ読ミ、二名以下ノ友人ヲ会合ノ席ニ同伴スルノ諸権利ヲ有ス

（中略）

○第五条 会合

第七節 凡ソ会合ノ節ハ其本務ヲ終ルノ後チ、会合ノ決議ニ由リ演説討論或ハ談話ノ席ヲ開クコトアル可シ

第八節 重要ノ時事ニ付疑問アル社員有テ、同社員ノ演説討論ヲ開カンコトヲ願フトキハ、其ノ催主ト爲リ、常議員長ノ許可ヲ得テ之ヲ催スヲ得可シ。

第九節 社員相集リテ演説討論ノ私会ヲ催サント欲スル時ハ、幹事ニ謀テ本社ノ会堂ヲ用ルヲ得可シ。²⁴

まずは、第四条第四節にあげられている活動から考えてみよう。「本局或ハ社員ノ間ニ往来シテ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢シ」とあり、本局もしくは社員間における、知識交換・世務諮詢があげられている。これは、会合や郵便による情報交換をさしていたと考えられる。さらに、「本会ヨリ發出スル諸報告雜誌ヲ得」とある。つまりは雑誌発行が企図されていたのである。このことは後述する翌年の『交詢雑誌』発行によつてはたされた。

一方、第五条第七節・第八節・第九節は、演説討論会の実施について述べられている。交詢社の定期会合は年一回の大会と年四回の小会が行われることになっていた。また臨時大会・臨時小会も会員の求めに応じて開催されることも社則では定められていた。この交詢社の会合終了後、会合の決議により演説・討論・談話の会を開催することが可能であると社則は定めている。また、「重要ノ時事ニ付疑問アル社員」の求めに応じて、社員内部の演説討論会も開催することも可能であつた。さらに、「社員相集リテ演説討論ノ私会ヲ催サント欲スル」場合、幹事が許可すれば交詢社の会堂を使つて演説討論会の「私会」を開催することができたのである。ここで、簡単にまとめておこう。社則緒言によれば、交詢社の「交詢」とは、簡単にいえば社会的分業が促進され、社会を構成する諸個人の孤立化が顕在してくると予想される近代社会において、その孤立化の弊害をおさえるために、社会のさまざまな違いをこえた情報交換を進め、さらにお互いのことを相談しあうことにより助け合おうということであるといふことができる。

しかしながら、社則による限り、交詢社の構想された活動自体は、当時存在した嚶鳴社や共存同衆などの都市知識人結社とあまり差異はないといえる。これらの結社も会合を行い、雑誌を発行し、演説討論会を開催していた。その意味で、交詢社の構想された活動は、この段階においては独自性がまだ現れていなかったといえる。

三 「交詢社設立之大意」における「交詢」——社会的意義の拡張——

この社則・社則緒言にひきつづき、「交詢社設立之大意」が作成された。一応、作成日付は一八七九年九月三〇日とされているが、本当にこの日に作成されたいなかはあきらかではない。「今般結社の趣意は社則の緒言に之を盡し其条目も規則に枚挙して洩らすなしと雖ども、既に規則とあらば規則には自から規則の文体ありて事の委曲を平易に述べ難き場合もなきに非ず。依て其大意を概して之を附言に記し以て諸君の便覧に供す」とあり、社則・社則緒言が成立した以降作成されたといえる。⁽²⁶⁾

この「交詢社設立之大意」（以下「大意」と略記）は、社則・社則緒言における「知識交換・世務諮詢」という理念を引き継いでいる。この「大意」では「されば、人々雅俗の別なく、其知る所を人に告げて、知らざる所を人に聞くは最も大切なことにして……之を活世界の活学問と云ふ。即ち知識を交換するとは此事なり」と、知識の交換について述べている。また、「如何なる英雄豪傑にても、此繁多なる世務を処するに独断を以てして果して過ちなき者はなかる可し。必ず他人に相談を要することならん。社則所記の諮詢とは即ち相談の義にして、本社に於ては社員相互に此世務を相談するの目的なり」と、相互に抱えている「世務」を相談する

こととして「世務諮詢」を説明している。

しかし、あきらかに杜則緒言とは違った形で創立の大意を述べている箇所がある。まず、次の箇所がそれである。

筆端に舌あり筆以て遠方の人に語る可しとは、古來人の知る所なれども、今日の日本に於ては既に電信郵便の法を設けて之に加ふるに沿海には蒸氣船の便あり（今後鐵道を全国に敷くことあらば、尚百倍の便利を増すべしと雖ども）、凡そ国内辺陬の地と雖ども、其文通は七日以上を費すものは稀なる可し。在昔は月余を以て消息を得ざりしもの、今は七日にして之を知る可し。然ば則ち今日は筆端に舌あり、又羽翼を生ずと云ふも可ならん。此文通の便利なる今の日本に居て、仮令身躬から遠方に往來するを得ざるも、凡百の事務文通を以て弁ぜざるものなかる可し。百里の遠方に居て数日の間に数回の郵書を通じ、尚急なれば電信を用ひて瞬間に消息を得可し。其便利は恰も全日本国を翻して一小都邑に變じ、長崎と箱館とを合して合璧の隣家と為したるものに異ならず。本社は専ら此便利を利用するの趣意にして、本局には常に幹事書記を置いて常議員と協議し、各地方社員⁽²⁸⁾の文通に應じて本局の所見を報じ、或は各社員⁽²⁸⁾の意見を承て又之を通ずる等、都て応酬の便を欠くことなかる可し。

ここでは、明治維新以後の交通・情報流通の革新の成果をふまえ、郵便・電信を利用して、本局と地方社員との間に常時応答を行うことが主張されている。このような表現は、杜則緒言自体にはない。前述した杜則においては「総テ社員タル者ハ本社ノ目的ニ從ヒ本局或ハ社員ノ間ニ往來シテ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢シ」と書かれており、その活動を大幅に拡張したものとえよう。つまりは、交詢社における「知識交換、世務諮詢」は、全国的な交通網を使った郵便・電信の発達によって、東京だけではなく日本全体の規模で行うことになっ

たといえよう。この「大意」においては、交通・情報流通の革新が進行しているというアクチュアルな認識のもとで、社則にある本社―社員間の情報交換が新たな意義を与えられたのである。このことにより、交詢社は、それまでの都市中心で活動してきた都市知識人結社の枠をこえた全国的な活動を志向することが可能となったのである。なお、これらの議論の背景には、交通・情報流通の革新が進行している状況が「民情」に如何に影響を与えているかということをもふまえて二大政党制の確立の必要性を主張した福沢諭吉の『民情一新』の議論があつたと思われる。⁽²⁹⁾

さらに、「大意」では、次のように述べられている。

右は今回結社目的の大意なり。抑も王政一新廢藩置縣の後は、社会旧來の仕組を一変して人々獨立の精神は稍や成長したる如くなれども、人間最第一の緊要たる社会結合の一事に至ては、未だ其体を成さず。藩名に依て社を結ばんとするも既に其藩なし。県名に依らんとするも其県甚だ新にして未だ之に慣れず。生國の國名に依らんとするも漠然として広きに過ぎ、同郷竹馬の友を会せんとするも狭きに過ぎて事を謀るに足らず。此勢に任して捨置きたらば結合の縁は益消滅して獨立は性を変じて孤立たるに至る可し。國の爲に憂ふ可きもの之より大なるはなし。識者の言に謂らく。人類結合の堅固なるは生誕の土地に依るに非ず、職業の異同に依るに非ず、唯同一の主義に従て意見を同うするものを最とすと。余輩竊に此言を信じて社会結合の一主義に従ひ、意見を同うする者を会して共に行事の方向を与にせんことを欲するのみ。方今世上に社を結ぶもの少なからず。其目的は商売工業に非ざれば則ち文学技芸、救助保護等の事にして、世に益する固より少々ならずと雖ども、余輩は一科一事、専門の結社よりも先づ人間最第一の緊要たる社会結合の旨を達するが爲に、世に先ちて一社を結び、其社漸く体を成すに従て社中又社を結び漸次に専門

に従事せんと欲する者なり。開国二十年来、人心の顛覆紊乱未だ嘗て定まる所を見ず。今日にして早く其結を求めるに非ざれば、遂に救ふ可らざるに至ることあらん事急なり。他を顧るに遑あらざるなり²⁰

ここでは、社則緒言にない論理が展開されている。まず、廃藩置県以後、社会結合の核が失われたとまず指摘されている。同藩で結合しようとしても藩はなく、新規の県にはまだ慣れていない。旧国名で結合すると広すぎ、同郷で結合すると狭すぎる。この状況では、社会結合の核は消滅して、「独立」は「孤立」となるであろうと論じている。そこで、出生地でもなく、職業でもなく、主義を一つにすることを基盤として社会結合をなすべきであると主張した。そこに交詢社結成の意義を求めているのである。

さらに、「大意」では、現在、「商売工業」「文学技芸」「救助保護」など専門の結社は数多く結成されているとし、それに対して交詢社は「先づ人間最第一の繁要たる社会結合の旨を達するが為に、世に先ちて一社を結び」と述べている。まずは、とりあえず、全人間的な範囲における社会結合をはかろうと論じている。その上で「社中又社を結び漸次に専門に従事せんと欲」しているのである。

ここで、本節の内容を簡単にまとめておきたい。「大意」では、社則緒言において提示された「交詢」の意義を引き継ぎながら、二つの面でその拡張をはかっている。一つは、「交詢」を交通・情報流通の革新をふまえて、郵便・電信・印刷などを駆使して、全国的な活動に拡張しようとした。もちろん、結社が雑誌発行などすることはそれまでもあったが、交詢社においては従来主体的な参加を見込めなかった地方在住社員まで本社との応答という形で主体的な参加をよびかけることになった。これは、後述するように、交詢社の特徴的な活動スタイルをつくり出すことになった。

もう一つは、「交詢」について、藩に代わる近代的な社会結合を形成するというよりアクチュアルな社会的

意義を与えた。社則緒言においては、近代社会一般としての分業化・専門化が進むという中での社会的孤立をどのように克服するかという課題がかかげられていたが、この「大意」では、同時代の課題に即して「交詢」の意義がとらえかえされているといえよう。同藩でもなく、同郷でもなく、同職でもない、同一の主義にもとづく社会結合という、近代的な社会結合のスタイルがここで提示されたのである。

四 福沢諭吉における「交詢」

「大意」に表現された、藩にかわる社会結合の必要性を強調するという論理は、一八八〇年一月二五日の交詢社発会式における福沢諭吉の演説にも表現されている。⁽³¹⁾ 福沢は、この交詢社の結成は創立社員⁽³²⁾の知識・努力・誠意・徳望によるものとしつつ、「亦一方ヨリ論ズルトキハ、社会ノ時勢ニ乗ジタルモノト云ハザルヲ得ズ」と述べている。福沢によれば「我封建ノ時代ニハ三百ノ諸侯各一藩ノ土地ヲ領シ、今日ヲ以テ云ヘバ恰モ一会社ノ体ヲ成シテ人心ヲ結合シ、上藩士ヨリ下領民ニ至ルマデ、有形ノ物、無形ノ事、皆一処ニ集ラザルハナシ。即チ知識交換世務諮詢ノ中心ト称ス可シ」と、藩が社会を結合して「知識交換世務諮詢ノ中心」をなしてきたとしている。具体的には三都（江戸・大坂・京都）の藩邸が藩の支社として人物往来・書翰交通・金銭為替・物品売買など藩をこえた一切の交通について直接間接に関与し、また全国の景況は藩邸を通じて本藩に伝えられたと福沢は述べている。これは、藩が特別に情報収集していたわけでも、商売運送していたわけでも、学問・知識に秀でていたわけではない。「唯衆知識ヲ集メテ又コレヲ散スルノ中心タルニ過ギズ」と論じられている。福沢はその過程を「衆智集散ノ中心ト為リテ次第ニ習慣ヲ成ストキハ自カラ世ノ信任ヲ取り、世人藩ニ表スル

ニ信ヲ以テスレバ、藩モ亦人ニ告ルニ信ヲ以テシ、遂ニハ人ノ言行苟モ藩ノ名義ヲ帶ルトキハ、直ニ信任確實ノ位ヲ得ルノ風ヲ成シテ、知識交換ノ事ヲ行フニ益容易ナリシガ故ナリ」と説明している。

そして「政治上ノ得失ヲ離レテ単ニ社会上ノ利害ニ入り、封建三百藩ノ働ヲ論スレバ其便利モ亦少ナカラザルモノト云フ可シ」と福沢は述べている。社会上の利害のみを考えれば、藩の利益は大きかったというのだ。しかし、「然ルニ今や既ニ天下ニ藩ナシ。即チ人民ノ知識集散三百ノ中心ヲ失フタルモノト云フ可シ」と、藩がなくなることでも知識集散の中心も失ったと福沢は議論している。

福沢によれば、「此社（交詢社：引用者注）ハ必ス交詢ノ字義ニ違ハスシテ、全国人民ノ為ニ知識集散ノ一中心タランコトナラン」と述べ、交詢社に知識集散の中心となることを期待した。福沢は「既ニ交詢社ノ名アレバ全国ノ社員ハ必ス本社ニ向テ諮詢スルコトアル可シ。本社ハ必ス之ヲ受ケテ丁寧ニ之ヲ討論シ、又コレヲ他ノ社員ニモ諮詢スルコトナラン。之ヲ諮詢シ之ヲ報知シ、全社員ノ運動ハ常ニ中心ノ本社ヲ經テ互ニ相知ルコトナラン」と、より具体的に「知識集散」のあり方を説明している。それは、簡単にいえば本社と会員の間において質疑応答を繰り返すことによるものであった。

この演説の最後で、福沢は次のように交詢社結成の意義をまとめている。

右等ヲ計レバ実ニ枚挙ニ遑アラズ。人間世界多事ニシテ何レモ諮詢ヲ要スルコトナレバ、爰ニ一社ヲ設ケテ其諮詢ノ中心ト為シ、十問題ヲ集メテ百方ニ質シ、百意見ヲ集メテ千人ニ報シ、之ヲ口ニ伝ヘ又ハ郵便電信ニ附シ、又或ハ之ヲ集メテ隨時発兌ノ雜誌ニ記シ、衆智ヲ合シテ大智ト為スノ便利ハ決シテ少々ニ非サルヘシ。之ヲ彼ノ一隅ニ僻在シテ世間ノ交通ヲ絶チ、僅ニ近隣合壁ニ、三ノ人ヲ友トシテ心事世務ヲ談スル者ニ比スレバ亦同年ノ論ニ非ズ。蓋シ維新ノ一挙三百ノ藩ヲ廢シテヨリ、其形ヲ変シテ代用ヲ為スモ

ノアル可キハ固ヨリ時勢ノ必然、況ヤ爾後、日新進歩ノ此社会ニ於テ交通ノ一事ハ蓋シ止ムヲ得ザルノ要ナレドモ、世間皆其必要ヲ感シテ之ニ応ズルノ術ヲ得サリシノミ。我社員ノ如キハ既ニ其要ヲ知テ、又随テ之ニ応スルノ方便ヲ事実ニ施シ、恰モ人知交通ノ一大機關ヲ發明工夫シタル者ト云フ可シ。凡ソ天下ノ人民、昔日藩制ノ時代ニ当テ政治ノ外ニ一種ノ便利ヲ得タル者歟、或ハ今日ニ在テヨク天下ノ大勢ヲ解シ、近隣合璧ノ小乾坤ニ安ゼザル者ハ、必ズ亦来テ本社ニ入ルコトナラン。今後社ノ盛大ヲ致ス可キ、疑ヲ容レサルナリ。

福沢によれば、交詢社は、「知識交換、世務諮詢」の中心をなすべきものであつた。それは、単に口頭のみ
の応対ではなく、郵便・電信・雑誌発行などの新しい情報流通手段を駆使して、「衆智を合して大智と為す」
の便利を与えるべきものであつた。福沢はそれを「人知交通の一大機関」とよんでいる。そして、福沢によると、
交詢社は、近世において藩によつてなされていた政治以外の社会的な機能を再建すべきものであつたのである。
福沢は、秩禄処分が行われ、さらに士族反乱が頻発した一八七六—一八七七年前後に書かれた「分権論」や
「丁丑公論」⁽³³⁾において、士族結合解体を問題としている。福沢からすれば、政治的結合としての政党結合⁽³⁴⁾と同
レベルで、社会結合もまた再建すべきことであつたと思われる。その意味で、交詢社の結成は、福沢論吉個人
にとつて、同時代の社会的な課題への回答であつたといえよう。

五 「交詢」の実態

それでは、交詢社における「交詢」の実態とはどのようなものであつたのであろうか。主に『交詢社百年史』

表1 交詢社発会当日の社員数（「創立略史」より）

分類	人数	備 考
〈職業〉		
官吏	371	内郡区役員69名
学者	365	内教員149名、医師73名、新聞記者49名、教導職11名
商	281	内銀行役員60名
農	123	
工	12	
華族	21	
府県会議員	15	
職業未詳者	579	
計	1767	
〈居住地〉		
東京	639	
地方	1128	
計	1767	

の記述によりながら、創立当初の活動に限定して、ここでもておきたい。

まず、表1で発会当日の社員数をみておこう。一八八〇年一月二五日の発会式当日の社員数は一七六七名である。福沢諭吉らが率先して社員参加をよびかけた成果があったようで、かなり多いといえよう。そのうち、東京在住者が六三九名、地方在住者が一一二八名と、地方在住者が社員全体の約六四%をしめていた。「大意」などをみても地方在住者を重視していたことがわかるのであるが、実際の社員構成でも地方在住者の比率は大きいのである。一方、職業をみると、官吏や学者の比率が大きいことがわかる。商業者の比率は小さくないが、農業者や工業者の参加は少なく、全体として創立当初においてはいわゆる実業家の参加は多くはなかったといえよう。

「大意」によると、交詢社本社には会員からの問答にかかわる事務が集中することになっていた。そこで、役員にあたる常議員だけでなく、専従職員が必要となった。その職務分掌を次にかけておく。

本局の事務は往復、応接、会計の三課に分ち、文書の往復簿冊の記録は往復掛に、來客の応接は応接掛に、金錢の出納と社有品の監護と庶務は会計掛に任せり、掛りは往復岡本貞然、⁽³⁵⁾ 応接成田五十穂、會計中島精一、八田小雲、堀省三なり。

この中で、事務の中心を担ったのは往復掛の岡本貞然であつた。岡本は群馬県庁に勤めていたが、一八七九年の暮れ、交詢社創立準備のため、福沢諭吉によばれて事務に携わることになった。岡本は後年、次のように回想している。

その当時私は群馬県の学務課員で傍教授をして居つたのであるが福沢先生から呼ばれて東上し交詢社創立の手伝ひを言付けられたのである。

其頃の私の仕事と言へば、雑務を処理する傍社員から或は書簡或は直接面会を求めて、種々様々事を尋問して来るのに対して一々応答するのであつた。素より浅学菲才の私の事であるから、一々に即答出来ぬ事も沢山あるので、社員中の博学の士又は専門の人熟練の人に聞き糺しては之に答へた。随分面倒で且つ困難な仕事であつた。⁽³⁶⁾

このように、社員からの問いに答えることが、交詢社においては主要な事業の一つであつたといえる。社員からの質問状の件数が毎年後述する交詢社機関誌『交詢雑誌』に載せられており、『交詢社百年史』に一八八〇—一八八八年分の集計表が掲載されているので、表2に示したい。

表2 社員からの質問状件数（1880～1888年）『交詢社百年史』84頁より）

	一八八〇	一八八一	一八八二	一八八三	一八八四	一八八五	一八八六	一八八七	一八八八	合計	%
商業	125	160	192	216	231	471	531	574	549	3,049	11.78
工業	338	289	395	433	181	459	390	461	384	3,330	12.87
農業	206	265	269	209	179	427	350	403	359	2,667	10.30
製造	113	151	135	138	218	514	460	471	397	2,597	10.03
衛生学	54	75	83	58	53	125	168	96	43	755	2.91
化学	40	107	100	138	60	111	182	75	39	852	3.29
理学	57	51	43	40	30	74	84	47	33	459	1.77
文学	95	133	301	207	80	59	—	—	—	875	3.38
教育	107	121	105	119	61	216	275	236	75	1,315	5.08
古実	126	140	207	114	100	44	67	23	—	821	3.17
宗教	—	—	20	41	20	17	62	23	16	199	0.76
訴訟律	81	175	149	125	144	145	118	69	35	1,041	4.02
政事	133	190	295	196	249	145	151	259	200	1,818	7.02
経済	55	94	26	69	116	152	428	426	334	1,700	6.57
会銀行 社行	51	118	119	128	37	92	172	166	62	945	3.65
雑部	86	221	217	316	85	333	523	473	529	2,783	10.75
統計	—	—	—	—	125	130	116	110	60	541	2.09
本社	30	37	22	37	—	—	—	—	—	126	0.48
総計	(1) 1,697	2,327	2,678	(2) 2,584	1,969	3,514	4,077	3,912	3,115	25,873	
一平均 日均	5.08	6.37	7.33	7.07	5.39	9.62	11.16	10.71	8.53	7.95	

注（１）1880年は2～12月の数値である。

注（２）『交詢雑誌』第143号の表には1584とあるが、計算ミスであるため、本文により訂正した。

それによると、一八八〇年が一六九七件、一八八一年が二三二七件、一八八二年が二六七八件にのぼっている。日割平均では一八八〇年が一日五・〇八件、一八八一年が一日六・三七件、一八八二年には一日七・三三三件となる。岡本の回想にあるが、これらの質問状に応答していくことは容易ではなかったであろう。しかし、これこそ、交詢社の「知識交換、世務諮詢」の中心をなしていたといえる。質問状が扱っている分野は、商業・工業・農業・製造などのいわゆる実業に属しているものが多かったといえる。ただ、「政事」などの質問状も決して少ない数ではなかった。

また、発会式直後の一八八〇年二月五日より、機関誌『交詢雑誌』が発行された。毎月五、一五、二五日の三回発行である。この『交詢雑誌』にも緒言があり、『交詢雑誌』発行の目的について説明している。やや長文であるが、全文を引用しておこう。

○緒言

水ニ物ヲ運スルハ舟ナリ。陸ニ貨ヲ輸スルハ車ナリ。舟ニ木刳舟アリ、火輪船アリ。車ニ人力車アリ、蒸気車アリ。其精粗巧拙同シカラスト雖トモ、野蠻ト文明トヲ別タス、人類集リタル社会ニ舟車アラサルモノハ蓋シ稀ナリ。今仮ニ一國ニ於テ舟車ヲ廢スルト想像セハ、其不便ハ言ヲ待ス。有無相易ヘ彼是相通スルノ途絶エ、文明ノ頂モ忽チ野蠻ノ淵ト成ラン。是レ貨物ノ運輸ハ人類ノ幸福ニ缺ク可ラスシテ、舟車ハ運輸ヲ便ニスルノ要具タル所以ナリ。

本社ハ貨物ノ運輸ニ従事セスト雖モ、其目的タル知識交換世務諮詢ハ、即チ無形物ノ貿易運輸ナリ。此目的ヲ達スル為メニ社員ノ集会スルコトモアラン。書簡ヲ以テ通信スルコトモアラン。甲ニ問テ乙ニ告ルコトモアラン。乙ヨリ又丙ニ伝フルコトモアラン。然レトモ其用甚タ狭ク猶徒歩シテ貨物ヲ運輸スルカコト

ク、各社員ノ意見各地ノ形況其他百般ノ事ヲ聞見スルモ、普ク之ヲ社員ニ通スルニ由無シ。故ニ毎月雜誌凡ソ三号ヲ發出シ、各社員ヨリ得ル所ノ報知ヲ登載シテ全社員ニ伝ヘ、共ニ其益ヲ受ント欲ス。通常世間ニ刊行スル新聞雜誌等ハ社説ナル者アリテ其社ノ意見ヲ述ヘ、雜報ナル者アリテ其探訪シ得タル事件ヲ記スル等、編輯人専ラ之ニ任スレトモ、本社ノ雜誌ハ社員ノ報知ヲ登載シテ社員ニ伝フルヲ旨趣トスレハ、譬ヘハ雜誌ハ舟車ノ如ク、編輯人ハ其舟夫馭者タルニ過スシテ、登載スヘキ貨物ハ社員ノ報知意見等ナリ。故ニ雜誌アリト雖トモ社員ノ報知無キトキハ、舟車アリト雖貨物無キカ如ク、舟夫馭者ノ任ニ当リタル編輯人ハ貨物ノ運輸ニ従事スルヲ得ス。願ハクハ各社員發出ノ旨趣ヲ了シ、文学、法律、政治、經濟、商賈、工芸、農業、其他何事ニ限ラス、其聞見スル所其講明スル所ヲ記シテ本局ニ送り、無形物ノ貿易運輸次第ニ繁昌シテ、本誌ノ効用火輪船汽車ニ讓ラサルニ至ラシメンコトヲ。

右ノ如ク文学、法律、政治、經濟等ト云ヘハ、本誌ニ登載スルハ高尚ノ理論ノミナリトノ誤解ヲ来スコトモアル可シト雖モ、本社ノ設立ハ多事ノ世ニ居テ百般ノ事ニ処スルノ助ヲ得ン為メニシテ、舊ニ學者ノ論場ヲ開ク為メナラス。故ニ高尚ノ理論モ固ヨリ缺ク可ラスト雖モ、各社員自己ノ職業其住地ノ形況ヲ始メトシ、其耳ニ聽キ目ニ視タル事実ノ如キハ、殊ニ本社ノ目的タル世務ニ的切ニシテ、畢竟文学、法律、政治、經濟等ノ基本ナリ。故ニ日常瑣末ノ事タリトモ詳ニ報知セラレンヲ請フ。但本誌毎月發出ノ号数限リアルヲ以テ、金玉ノ高論報知ト雖モ一々登載スルヲ得サルハ惜ムヘキナレトモ、本誌ニ登載セサルモノハ之ヲ本局ニ蔵シテ社員ノ閱覽ニ供シ、或ハ其質疑ニ對フルノ資料ニ備ヘ、本局ヲ以テ社員ノ知識ヲ貯フル倉庫ト為サハ其益豈少小ナラムヤ。³⁷

この『交詢雜誌』の緒言においても、「知識交換世務諮詢」はキーワードになっている。緒言では「其目的

タル知識交換世務諮詢ハ、即ち無形物の貿易運輸ナリ」としている。そして、社員集会や個別の書簡による通信では、各地の社員の意見や各地の景況などを社員全体に伝えることができないので、「故ニ毎月雑誌凡ソ三号ヲ發出シ、各社員ヨリ得ル所ノ報知ヲ登載シテ全社員ニ伝ヘ、共ニ其益ヲ受ント欲ス」と、社員からよせられる意見や情報を掲載する雑誌を発行すると述べている。この緒言では、社員からの意見・情報をもとに雑誌を編集することを強調している。通常の雑誌と違って、社員からの意見・情報がないと雑誌が編集できないとし、また、高尚の理論だけではなく「各社員自己ノ職業其住地ノ形況ヲ始メトシ、其耳ニ聴キ目ニ視タル事実ノ如キハ、殊ニ本社ノ目的タル世務二的切ニシテ、畢竟文学、法律、政治、経済等ノ基本ナリ。故ニ日常瑣末ノ事タリトモ詳ニ報知セラレンヲ請フ」と、文学・法律・政治・経済などの基本である日常の見聞をよせてほしいと述べた。さらに、スペースの問題で雑誌に掲載できないものも交詢社に所蔵して社員の閲覧に供していると述べている。

『交詢雑誌』の例言でも「本誌印刷ノ旨趣ハ、本局ヨリ社員ヘノ報告、社員ヨリ本局ヘノ通知、本局ト社員トノ間ニ問答セル緊要ノ事項、及ヒ社員ノ演説論文等ヲ蒐録スルニ在リ。故ニ各社員ハ、本局ヨリ問合スル事ニ付、速ニ答書ヲ寄セ、且社員ノ見聞ニ供シテ益アルヘキ事項論説アラバ、務メテ本局ニ報知セラレンヲ請フ」とあり、本社と社員の問答や社員の演説・論文などを掲載するので、編集に協力してくれと述べている。

このように『交詢雑誌』発行は、通常の雑誌とは違い、社員と本社の問答による「知識交換、世務諮詢」の延長線上にあるものであった。それは、当時編集に携わっていた犬養毅もするように回想している。

私は当社創立当時発行して居った交詢雑誌の編輯をやつて居りましたが、四屋純三郎君が主任格で次ぎに私が居り、私の下に鈴木（千春）君と鉄道唱歌の作者で有名な大和田（健樹）君が居りまして、社員の知

らぬ事は何んでも質問せよ誌上等で答へるからと言ふ事でありました。恰も今日の新聞社や興信所の取扱つて居る仕事迄致しましたもので、社員から質問があると諸方に出かけて調査等を致したものであります。⁽³⁹⁾

一方、社員の集会なども行われていた。一八八〇年三月二四・二五日に開かれた交詢社第一回定期大会において社則が改正され、定期小会は廃止されたが、文学・農業・工芸・商売などの専門部を設置することになった。そして、六月一日の常議員会で「法律」「経済」「経済」の三つの専門部が設置された。⁽⁴⁰⁾また、社員有志による「演説私会」も一八八〇年三月一四日に行われ、その演説が『交詢雑誌』に掲載されている。また、一八八〇年一〇月三日にも交詢社主催で演説会が行われた。⁽⁴¹⁾

交詢社の場合、特に地方在住の社員に配慮した活動を行っていた。地方に対しては、巡回委員を派遣した。最初は一八八〇年五月九日より六月三〇日まで私用により中山道・京阪神・東海地方を巡遊する常議員阿部泰蔵に地方社員との交歓を託した。阿部は、各地の社員と面会し、地方社員の集会に出席し、さらに各地で演説を行った。このような巡回委員の活動は、一八八〇年七月五日から八月二一日の間に行われた北関東北陸巡回から正式に行われた。⁽⁴²⁾

さらに、一八八〇年一〇月一日の常議員会において、上京してくる地方社員と常議員ら主だった社員たちとの交流をはかるために、毎月三日と一八日の午後に「随意談会」を開催することになり、一〇月一八日より実施した。⁽⁴³⁾

地方においても、交詢社の活動をより自主的に行うために、それぞれの地域で交詢会が設立された。一八八〇年二月二三日で設立された函館交詢会を皮切りに、一八八〇年中だけでも三河交詢会（七月七日発足）・麗和交詢会（八月二〇日浦和にて発足）・千葉交詢会（九月一八日発足）・北越交詢会（十一月二日長岡にて第

一回親睦会開催）・長崎交詢会（二月一八日第一回懇親会開催）と、設立が続いた。⁽⁴⁾

ここで、設立当初に限って、交詢社の「交詢」の実態についてまとめておこう。雑誌発行・演説会開催・地方遊説・支会結成などの活動自体は、当時の嚶鳴社などの都市知識人結社と共通している。交詢社の特徴をあげれば、まさに本社と社員との間の双方向的な「交詢」にあったといえよう。それは、本社運営でも『交詢雑誌』発行でも巡回委員派遣でも貫いている。そして、それは、交通・通信・出版などの革新によってささえられていた。このことが、交詢社が全国的な社会結合を創出し維持したことにつながるといえよう。

おわりにかえて——交詢社結成構想の社会的意義——

ここまで、交詢社結成構想につき検討してきた。交詢社はそもそも慶應義塾の同窓会的社交クラブとして構想されていたが、「知識交換、世務諮詢」を活動の中心におくことを定めてから、その性格が変わってきた。この「知識交換、世務諮詢」を核として、社会結合を創出することを目的とするようになってきたのである。このことを非常に単純化していえば、次のようになるであろう。近世において社会結合の核をなしてきた藩が解体する一方、社会的分業が発展し各個人が専業化するゆえの「孤立」に瀕することが予想されていた近代初頭において、当時最新の情報流通手段であった、郵便・電信・出版などに依拠しつつ、職業・住所・世代をこえた「知識交換、世務諮詢」を生み出し、それを新たな社会結合の核におく、このことこそ、福沢諭吉ら創立メンバーが交詢社構想にかけた社会的意義であったといえよう。

そして、この交詢社は、当時の民権結社を含めたさまざまな結社が有していた限界をこえ、とにかくも全国

的な規模で結社活動を可能にするものであった。当時の結社は、主義が共通する者に対して参加を拒まないというものであっても、日常的な活動は住所・職業・郷土を共通しているというある種の共同性にささえられていた。嚶鳴社のように各地に支社を建設したり、愛国社・国会期成同盟のように各地域結社の連合をはかるということはあったが、それでも日常的な活動はそれぞれの活動の中核的な地域に存在するメンバーによって主に担われていた。それに対して交詢社においては、本社―地方社員の郵便などを通じて応答を核とすることで、その活動を全国的なものとすることができた。

交詢社の活動は、創立者らによれば、社会的であるがゆえに意味があると考えられていた。「知識交換、世務諮詢」とは、一方で情報交換の促進であるが、他方でその情報交換によつて相互のことについて相談しあうという相互扶助の意味を有していた。このことは、福沢諭吉ら創立者たちにとつて、政治以上に重大なことであつた。「独立」が単なる「孤立」に終わつてならない。これこそが福沢らが交詢社に求めたことであらう。

そして、福沢らによれば、この交詢社は、解体してしまつた旧藩を中心とする社会結合を再建するものであつた。幕末維新期に藩が政治的な動きの一つのフレームをなしたことを考えるならば、交詢社内部で私擬憲法構想などの政治的議論が許容されたことも理解できよう。交詢社はまとまつて政治活動を行う性格を有していなかつたが、それこそ「世務」として政治について議論することは可能であつたといえよう。

「はじめに」にもどつて考えてみよう。このような交詢社を政治的な面のみで考えることは可能である。しかし、福沢ら創立者がこめた社会的意義をふくめて考えるならば、それでは十分とはいえないであらう。さらに、この交詢社が現代まで存続したことを考えると、創立当時の政治状況のみで判断しては理解できなくなるのではなからうか。

むしろ、交詢社のような社会結合が近代社会総体にとってもった意味を把握していかねばならないのではないか。例えば、成田龍一は、「都市空間のなかでは人と人が互いにむすびつき、都市的「きずな」——都市的集団、さまざまなレヴェルでの社会的結合をつくり出す⁽⁴⁵⁾」と、都市空間に限定して、そこに存在していた社会結合を次のように説明している。「都市空間」を「近代社会」にかえて考えれば、交詢社にもあてはめることができる。近世以来の身分制的・共同体的社会結合の解体を前提として、情報流通が日進月歩し、それぞれの社会的分業が進展するがゆえに孤立に陥っていく危険に瀕しているとみられる近代社会において、いかなる形で社会結合は可能なのか。この意味で、交詢社の創立とは、新しい社会結合のスタイル⁽⁴⁶⁾を創設する実験であったといえよう。そして、その実験の意義は、今日でも変わらないのではなからうか。

注

- (1) 交詢社編『交詢社百年史』（一九八三年）三頁。佐志伝「交詢社創立前史」（『史学』第五〇号所収 一九八〇年三田史学会）においても同様の評価をしている。なお、本稿の叙述においては『交詢社百年史』に依拠するところが多い。
- (2) 後藤靖「自由民権期の交詢社について」（『日本史研究』第一三三号所収 一九七三年）一頁。
- (3) 拙稿「都市民権運動の成立——東京における都市知識人結社の動向——」（『歴史評論』第四〇五号所収 一九八四年）五一頁参照。なお、一八七九年にかけての福沢諭吉らの政治的な言動については、拙稿「立憲改進黨結成の歴史的前提——『郵便報知新聞』を中心とした主義政党論の展開」（『早稲田大学史記要』第四一号所収 二〇〇五年）で分析している。

(4) 『交詢雑誌』第四号（一八八〇年三月五日刊）。

- (5) 前掲『交詢社百年史』一四頁。なお、阿部泰蔵宛福沢諭吉書簡は、慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一七卷（一九六一年 岩波書店）三二七頁。
- (6) 前掲『福沢諭吉全集』第一九卷（岩波書店、一九六二年）四〇一―四〇二頁。
- (7) 前掲『福沢諭吉全集』第一七卷三三三頁。
- (8) 前掲『交詢社百年史』五〇四―五〇五頁。
- (9) 前掲『福沢諭吉全集』第一七卷三三六頁。
- (10) 拙稿「都市民権運動の成立」四四―四六頁参照。
- (11) 前掲『福沢諭吉全集』第一七卷三四三頁。
- (12) 同右三四五頁。
- (13) 前掲『交詢社百年史』二四―二五頁。
- (14) 前掲『福沢諭吉全集』第一七卷三四七頁。
- (15) 前掲『交詢社百年史』五〇五頁。
- (16) 前掲『交詢社百年史』一七一―一九頁参照。最初の社則では社名は「日東」とされていたが、その上に「交詢」と張り紙されていたようである。
- (17) 交詢社の設立過程については、前掲『交詢社百年史』一四―六四頁参照。
- (18) 前掲『交詢社百年史』二四頁。
- (19) 同右。
- (20) 同右。
- (21) 同右。
- (22) 同右。

(23) 同右。

(24) 同右二六頁。

(25) 同右二〇—二二頁。

(26) 前掲『交詢社百年史』一九—二〇頁によると、現在「交詢社社則」として残されているものは四種存在する。①は巻頭に緒言があり続いて社則が載せられているもので、前述のように社名が「日東」から「交詢」に変更されているものである。②は「交詢社社則附言」と「追加」（設立前の付則）が緒言・社則の前に掲載されたものである。③は「交詢社社則附言」が「交詢社設立之大意」に改題されて巻頭に掲載され、続いて「追加」「緒言」「社則」の順で載せられたものである。④は③の最後に同年末に作成された「副規則」が掲載されたもので、最も社員勧誘に使われたものと推測されている。このことから、「交詢社設立之大意」は、始めは「交詢社社則附言」と題されていたことがわかる。一八七九年一〇月八日付原時行宛福沢諭吉書簡では「先便申上候小幡始め社友の発起にて結社の義、此度其仮規則も出来候に付、附言共数通御廻し申上候」（前掲『福沢諭吉全集』第一七卷三四八頁）とあり、一〇月八日までは成立していたといえる。

(27) 前掲『交詢社百年史』二二頁。

(28) 同右二二頁。

(29) 拙稿「立憲改進黨結成の歴史的前提」参照。

(30) 前掲『交詢社百年史』二二—二三頁。

(31) 『交詢雑誌』第二号（一八八〇年二月一五期刊）。なお、交詢社の創立にかかわった鎌田栄吉は「その時の福沢先生の演説は非常に面白い。先づ何故に斯ういふ交詢社といふものが必要かといふことを演説されたが、その前に交詢社設立の由来とかいふ名文が出ましたが、その趣意書とは違ったことを述べられました」（前掲『交詢社百年史』五〇—三頁）と回想している。

- (32) 『福沢諭吉全集』第四卷（岩波書店、一九五九年）参照。
- (33) 『福沢諭吉全集』第六卷（岩波書店、一九五九年）参照。
- (34) 拙稿「立憲改進黨結成の歴史的前提」参照。
- (35) 『交詢雑誌』第三号（一八八〇年二月二十五日刊）。
- (36) 岡本貞然『恩師先輩訓話随録』（実業之日本社、一九一四年）一一九頁。
- (37) 『交詢雑誌』第一号。
- (38) 同右。
- (39) 前掲『交詢社百年史』六四頁。
- (40) 小会の廃止と専門部の設置については、前掲『交詢社百年史』九四―一一三頁参照。
- (41) 交詢社社員の演説については、前掲『交詢社百年史』一二六―一二八頁参照。
- (42) 巡回委員派遣については、前掲『交詢社百年史』一三五―一四一頁参照。
- (43) 随意談会については、前掲『交詢社百年史』一一四頁参照。
- (44) 各地の交詢会については、前掲『交詢社百年史』一四一―一四五頁参照。
- (45) 成田龍一『故郷』という物語―都市空間の歴史学―（吉川弘文館、一八九八年）二六頁。
- (46) 私個人は、この交詢社が設立された当時の自由民権運動は、最終的に近代的な政治スタイルを創出した運動として捉えている。その意味では福沢諭吉も交詢社も、自由民権運動の一翼を担った存在といえる。しかしながら、福沢にせよ交詢社にせよ、単なる政治にとどまらず、より根源的な近代社会のあり方を意識的に提示しようとしていたといえよう。その意味で、当時の自由民権運動の枠をこえた存在だったのではなかろうか。